

指 名 停 止 等 一 覧 表

(期間 平成30年4月1日 ～ 平成30年6月30日)

番号	業 者 名	本 社 所 在 地	指 名 停 止 期 間	該 当 事 項	指 名 停 止 の 理 由
1	遠野地区国有林材 生産協同組合	岩手県遠野市東穀 5番42号	平成30年5月11日から平成30年6月10日 (1ヶ月間)	別表第1 第7号 (安全管理措置 の不適切により 生じた工事関係 者事故)	当該事業者は、東北森林管理局岩手南部森林管理署遠野支署長と契約締結した森林環境保全整備事業(保育間伐活用型)において、平成29年11月27日、伐倒作業中、かかり木処理において重大災害を発生させた。 この災害に関して、釜石労働基準監督署から上記に対し、労働安全衛生法違反があったとして是正勧告書が発出されている。 このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第1第7号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるため。
2	青い森国土保全 協同組合	青森県つがる市 木造越水屏風山3	平成30年6月5日から平成30年7月4日 (1ヶ月間)	別表第2 第16号 (不正または 不誠実な行為)	当該事業者は、平成29年6月23日付けで東北森林管理局津軽森林管理署と売買契約を締結した立木販売において、代表理事組合長等から社員への曖昧な指揮命令、社員教育などの不備により、販売区域外(3055林班4小班)のスギ生立木280本、材積291.81m ³ を誤って伐採した。 このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第16号(不正または不誠実な行為)及び「国有林野事業の実行に係る民間事業における労働安全衛生確保対策の具体的推進について」4(2)に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるため。
3	株式会社 フジタ	東京都渋谷区千駄ヶ谷 4丁目25番2号	平成30年6月27日から平成30年7月26日 (1ヶ月間)	別表第2 第16号 (不正または 不誠実な行為)	当該事業者は、東北農政局が発注した東日本大震災復旧工事において、競争者に対する取引を不当に妨害していたとして、独占禁止法第19条(不公正な取引方法)の規定違反により、平成30年6月14日に公正取引委員会から同法第20条第2項の規定に基づき排除措置命令を受けた。 このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の第16号(不正または不誠実な行為)に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるため。

(注) 該当事項の欄には「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年6月11日付け 59林野経第156号林野庁長官通達)に定める別表第1及び第2に掲げる措置要件のうち該当するものを記入する。